



発行 新潟県  
**第70号**  
 令和4年9月13日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 967 道路の区域変更（道路管理課）
- 968 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 公聴会の開催の中止（都市政策課）
- 特定調達契約の契約者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の契約者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

公安委員会告示

- 101 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

正 誤

令和4年8月30日付け県報第66号正誤中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市山古志竹沢字真米乙674番9から	新	8.0～65.0メートル	91.5メートル
同市山古志竹沢字真米乙672番4まで	旧	8.0～47.0メートル	91.5メートル

◎新潟県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字境109番2から 同市秋津字境84番1まで	新	20.0～28.0メートル	46.2メートル
	旧	20.0～28.0メートル	46.2メートル

備考 路線の重用  
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字境109番2から 同市秋津字境84番1まで	新	20.0～28.0メートル	46.2メートル
	旧	20.0～28.0メートル	46.2メートル

備考 路線の重用  
全区間一般国道350号と重用

公 告

**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、川西都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和4年9月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 中止となる公聴会の日時  
令和4年9月21日（水） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
十日町市水口沢76番地7  
千手中央コミュニティセンター1階千年の森ホール

**特定調達契約の契約者等について（公告）**

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達名称及び数量  
運転免許センター庁舎設備管理業務及び特定建築物環境衛生管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年8月1日
- 4 契約者の氏名及び住所  
環境をサポートする株式会社きらめき  
新潟県新潟市中央区東堀前通六番町1061番地
- 5 契約価格  
36,599,640円
- 6 契約方式  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達名称及び数量  
運転免許センター長岡支所庁舎設備管理業務及び特定建築物環境衛生管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年8月1日
- 4 契約者の氏名及び住所  
太平ビルサービス株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区万代島5番地1
- 5 契約価格  
31,284,000円
- 6 契約方式  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達名称及び数量  
運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
  - 3 落札者を決定した日  
令和4年7月29日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社YARUSHIKA  
新潟県新潟市中央区下所島二丁目8番14号
  - 5 落札価格  
23,742,400円
-

- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和4年6月14日
- 8 落札方式  
最低価格

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和4年9月13日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

- 2 実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間

令和4年10月18日（火）及び同月19日（水）の2日間の午前9時から午後4時まで

- (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

- 3 受講定員

20人

- 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上4号警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（4号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上4号警備業務に従事しているもの

- 5 受講申込手続

- (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

- ア 受付期間

令和4年9月27日（火）及び同月28日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

4号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和4年10月11日（火）及び同月12日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

10,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。  
なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター  
電話番号 025-285-0110（代表）

正 誤

令和4年8月30日付け新潟県正誤中

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

22	1 ~ 2	選挙管理委員会規程第11号	選挙管理委員会規程第11号
----	-------	---------------	---------------